

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

新型コロナウイルス感染症の影響による

減免のお知らせ

保険税・保険料の減免の対象となる人

①保険税・保険料が全額免除される場合

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人

②保険税・保険料の一部が減額される場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の(1)~(3)の全てに該当する人

世帯の主たる生計維持者について

(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて30%以上減少する見込みであること

(2)令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること（介護保険料の場合は除く）

(3)収入の減少が見込まれない種類の所得の合計額について、令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

注 1) 主たる生計維持者の前年の所得が0円以下の場合、減免対象外となります。

注 2) 減免の対象となる保険税・保険料については、納期限を過ぎたものは減免対象外となりますので、申請される場合は、お早めをお願いします。

減免制度や減免に必要な申請書類については、7月に送付している納税通知書などと一緒にチラシを同封していますので、ご覧ください。

【問合せ先】

◆国民健康保険	税務課 課税班	☎ 20-1118
◆後期高齢者医療制度	健康推進課 高齢者支援班	☎ 20-1153
	青森県後期高齢者医療広域連合	☎ 017-721-3821
◆介護保険	健康推進課 高齢者支援班	☎ 20-1153



・・・以下は、有料広告です。

住まいのトラブル!! 困った? 解決します!!

かんぽん 便利くん三戸店

便利くんスタッフが
ご自宅までご訪問いたします!!

見積無料

水まわり・台所
ボイラー・ストーブの修理
草刈りだってなんでも
ボクにオマカセ!!

お気軽にご相談ください

ぶんちゃん 受付時間 午前9:00 ▶ 午後6:00
無料ダイヤル 0120-054-999

※町では、財源確保などのため広告を掲載しています。なお、掲載する広告は、三戸町が推奨するものではなく、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

※広告掲載の申込みなどについては、三戸町役場まちづくり推進課まで ☎ 20-1117